

平成 28 年 12 月 5 日 開会

平成 28 年 12 月 16 日 閉会

(定例第 4 回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 60 号

平成 28 年第 4 回日吉津村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 11 月 4 日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成 28 年 12 月 5 日 午前 9 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

河 中 博 子	景 山 重 信
松 本 二三子	加 藤 修
三 島 尋 子	江 田 加 代
山 路 有	井 藤 稔
松 田 悦 郎	橋 井 満 義

○応招しなかった議員

な し

第4回 日吉津村議会定例会会議録（第1日）

平成28年12月5日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成28年12月5日 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第17号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第18号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第19号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第20号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 議案第42号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第43号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第47号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第14 議案第48号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第15 議案第49号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第16 議案第50号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について

- 日程第 17 議案第 51 号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 18 議案第 52 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について
- 日程第 19 議案第 53 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 20 議案第 54 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 17 号 行財政・議会改革調査特別委員会の調査研究について
- 日程第 5 報告第 18 号 総務経済常任委員会の調査研究について
- 日程第 6 報告第 19 号 教育民生常任委員会の調査研究について
- 日程第 7 報告第 20 号 広報広聴常任委員会の調査研究について
- 日程第 8 議案第 42 号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 43 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 44 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 45 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 46 号 日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 13 議案第 47 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 14 議案第 48 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 15 議案第 49 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1回) について

日程第 16 議案第 50 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回) について

日程第 17 議案第 51 号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程第 18 議案第 52 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について

日程第 19 議案第 53 号 鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第 20 議案第 54 号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について

出席議員 (10 名)

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操	総務課長..... 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長..... 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 益 田 英 則

教育長 井 田 博 之
会計管理者..... 前 田 昇

教育課長 松 尾 達 志

午前9時00分 開会

○議長（橋井 満義君） みなさん、おはようございます。いよいよ師走になりまして、各自せわしない月となりました。いよいよ定例会の開会となっておりますので、早速会議を開きたいと思っております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第4回日吉津村議会定例会を開会をいたします。

なお、本定例会は12月5日より12月16日までの12日間の日程でおこなうようになっております。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋井 満義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、5番三島尋子議員、6番江田加代議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日から12月16日までの12日間とし、審議予定はお手元に配布のとおりとしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの12日間、審議予定はお手元に配布のとおりと決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（橋井 満義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告をいたします。

説明員の報告、地方自治法第 121 条の規定により村長並びに教育委員長に出席要求をし、村長、教育長以下担当課長が出席をしております。

陳情の付託報告、本日までに受理した陳情はお手元に配布の請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。なお陳情は会期中の付託といたします。

出納検査報告、お手元に配布のとおり監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

定例監査報告、お手元に配布のとおり監査委員から定例監査報告がありました。検査資料は事務局に保管をしておりますので、閲覧をしていただきたいと思います。

陳情の処理経過及び結果の報告、9 月定例会において採択となりました地方財政の充実・強化を求める陳情については 9 月 21 日付で提出者に審査結果の通知をいたしました。

行事報告、9 月定例会から本日までお手元に配布のとおりであります。

次に、村長からの報告事項があれば報告願います。

はい、石村長。

○村長（石 操君） 平成 28 年日吉津村議会第 4 回定例議会におきまして諸般の報告を申し上げます。

さる、10 月 21 日、午後 2 時 7 分頃だったと思いますが、鳥取県中部を震源とする鳥取中部地震は震度 6 弱を観測し、西部地区では本村のみが震度 5 弱を観測し、他の西部の市と町は震度 4 でした。幸いにも本村は、大した被害もなく、数件のお宅から屋根瓦の部分損壊などの申告を受けた程度であります。この村内の復旧については、県の被災住宅支援金事業による支援を予定しているところであります。

震災発生の 21 日深夜には、県の要請を受け、被災地に備蓄品のブルーシート、飲料水、アルファ米などの輸送をして提供したものでありまして、その後は災害復旧に関する、職員の派遣をするなどの支援をまいりました。

本村では、平成 12 年の鳥取県西部地震で、震度 6 弱を経験しておりますけれども、今回の中部地震の被災地の震度が 6 弱と同程度あったところでありまして、中部の被害は、村で経験した以上の被害ではないかと北栄町と倉吉市を車で通過した際に感じたところであります。

県では復興本部を設置して、今後、本格的な復旧に当たられる予定でありますけれども、西部地震の時には、ブルーシートさえも十分に確保出来なかったことを思えば、発災後の対応は随分

と迅速になったものだと感じたところであります。

改めて、中部地震の被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧をお祈りするところであります。

さて、わが村でありますけれども、平成 22 年の 3 月に本村の人口が 3,400 人の大台に乗ったわけではありますが、その後 5 年と 7 か月を経て、9 月 26 日に 3,500 人の大台を突破いたしました。その後もゆっくりと増加傾向をたどっているところです。3,500 人目の転入者の方には心ばかりの記念品をお送りさせていただいたところであります。

27 年の 9 月に策定しました日吉津村地方創生総合戦略では、キャッチフレーズを『 住むなら日吉津！ 子育てなら日吉津！！ ～待機児童ゼロ～ 』として、人口に関わる移住・定住支援と子育て支援を重点目標に掲げ、人口減少させないために各施策に取り組み、3,500 人の大台は早晚、達成出来たととしても、2060 年に 3,600 人の目標は、人口減少させないという目標の達成は、困難を極めるというふうに感じているところでありますので、昨年、策定した総合戦略をさらに進化させた諸施策を展開していくことが肝要と考えますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、全国の町村と政府の関係におきましては、さる 11 月 16 日に安倍内閣総理大臣の出席を得て、全国町村長大会が開催され、大会においては、例年のとおりさまざまな決議をしたところであり、その決議内容をもって陳情要請をしたところでありますので、その内容をご披瀝を申し上げます。

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきました。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震の被災地における復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けたさらなる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢

に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうるよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 一. 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震からの復興の加速化をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。
- 一. 一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。
- 一. 地方分権改革を強力に推進すること。
- 一. 道州制は導入しないこと。
- 一. 「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。
- 一. ゴルフ場利用税を堅持するとともに、全国森林環境税を早期に導入すること。
- 一. 農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。
- 一. 田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。
- 一. 農林漁業者が将来に希望をもてるよう、TPP 対策に万全を期すこと。
- 一. 領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

として、県選出国會議員に対し、実行運動を展開してまいりました。

大会決議の具体的な重点項目で、本村に大きな影響を及ぼすと考えられる固定資産税の安定的確保に関しましては、固定資産税が収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、28 年度において時限的な軽減措置が設けられたところであります。本村は結果として対象になったものがございましたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすることを決議しております。

合区の解消につきましてはわが村議会でも決議をいただいたところだと理解をしております。その内容につきまして披瀝を申し上げますと、さる 7 月 10 日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題などさまざまな情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、広範囲における選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少、合区された選挙区では投票率が過去最低を記録するなど、あらためて多くの問題点が明らかとなった。

都道府県制度は、歴史的・文化的にも、また政治的・社会的にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されている。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、早急に合区を解消することを強く求めるものとしたものであります。

あくる 17 日には、国保制度改善強化全国大会が開催され、これも大会決議を次の内容で採択し、地元国会議員に実行運動を展開してきました。

その決議内容は、本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

記

医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

- 一. 平成 29 年度からの毎年 3,400 億円の公費投入は遅滞なく確実に実施するとともに、引き続き財政基盤の強化に向けた策を講じること。
- 一. 平成 30 年度からの新たな財政運営の仕組みに円滑に移行できるよう、標準保険料率等の設定に向けた支援や保険料の激変緩和のための措置を講じること。
- 一. 子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を直ちに廃止すること。
- 一. 災害発生時においても医療サービスの提供や診療報酬等の支払が迅速かつ適切に行われるよう、財政支援をはじめ必要な措置を講じること。

一.保険者及び国保連合会が行う国保データベースシステム等を活用したデータヘルス事業について、所要の人材確保や財政措置を講じること。

一. 医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を推進し、併せて介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

一. 医療等分野における番号制度の円滑な運用のため、国の責任において必要な財政措置を講じること。

一. 平成 30 年度からの新たな国保制度を円滑に運用するため、保険者が共同して設立した国保連合会の積極的な活用を図ること。

一. 国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。としたものであります。

さて、世界中が注目した 11 月 8 日のアメリカの大統領選挙は共和党のドナルド・トランプ氏が勝利され、新年の 1 月 20 日にアメリカ大統領に就任される予定であります。日米同盟は維持されるというふうに感じておりますけれども、日本とアメリカの関係が大きく変革していくことも迫られる事態が予想されています。経済・国防、さらには憲法改正など各種議論を通じて、「自分たちの国は自分たちで守らなければならない。」という、日本国家のあり方を真剣に考えなければならない時が来るのではないかとというふうに考えておるところであります。

以上申し上げまして、地方自治体として、住民の安心・安全・持続可能な村・元気であり続ける村を目指し、議会・村民の皆様のご理解を頂き取り組みをさらに一層の取り組みを進めて行く旨を申し上げ、諸般の報告といたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 17 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 4、報告第 17 号行財政・議会改革調査特別任委員会の調査研究についてを議題といたします。

行財政・議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

はい、江田行財政・議会改革調査特別委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 報告第 17、日吉津村議会議長橋井満義様。行財政・議会改革調査特別委員長江田加代。本委員会に付託された委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

行財政・議会改革調査特別委員会報告。行財政調査部会では、うなばら荘の経営状況、ヴレストひえづの活用状況を重点に、調査活動を継続しています。

10月18日火曜日、松田、松本、山路、景山、加藤以上5名の議員で両施設を視察いたしました。前回6月27日に行った視察調査で確認した問題点の対策、その後の経過などについて説明を受け検証をいたしました前回問題点と指摘した事項は次のとおりです。ヴレストひえづにおきましては、キッチンスタジオの利用が少ない対策を。2番目に村外者の利用が増加することで村内者への利用への影響は心配ないか。3点目は、三ヵ所ある開閉箇所の管理について地震時の対応、不審者対応は十分か。

つづきましてうなばら荘についてですが、1点目は大浴場の改修工事について情報を得ていないということで良いのか。2点目は、経営状況は改善しているようだが赤字経営が継続している。3点目、食堂売店の収益は上がっているが、さらなる宣伝方法を工夫されたい。以上の検証結果につきましては、詳細な報告書は議会事務局に保管してあります。ご覧下さい。

つづきまして議会改革調査部会の報告に移ります。議会改革調査部会では、昨年7月部会の主な課題を議会基本条例の策定に据え、同年8月先進地である境港市議会での調査研修を皮切りに条例案の原案作成に取り組んできました。今年10月3日、全議員で構成する行財政・議会改革調査特別委員会で最終案を決定、10月13日より当初の予定日を12月末までに延長し、条例案を公表して意見を求めるパブリックコメントを実施中です。また、パブリックコメントと並行して村民の意見を集約するため、全議員でグループを編成し、各自治会、グループ説明会に出かけています。各自治会長さん、グループ長さんには大変お世話になりました。

説明会で出された意見の一部を紹介しますと、今なぜ議会基本条例なのか、基本条例制定で議会、議員がどう変わるのか、どう変わろうとしているのか。情報公開は本会議だけでなく本会議に至るまでを協議する全員協議会の様子をケーブルテレビで放映してほしい。議員はよく世話を下さるが議員の本分である調査等に力を入れていただきたい。遅すぎた感はあるが議員自ら条例を作ろうと行動されたことはいいことだと思う。などの意見、また要望、質問をいただきました。

今後の予定につきましては、村民の意見集約後行政との調整が必要な条項について検討を行います。そして、2本の関連条例の案を決定し、住民の意見を取込んだ最終的な成案を全議員で構成する行財政・議会改革調査特別委員会で作成し、来年の3月議会へ上程の予定です。

以上、行財政・議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、行財政・議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第 5 報告第 18 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 5、報告第 18 号総務経済常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。

加藤総務常任委員長。

○総務経済常任委員長（加藤 修君） 総務経済常任委員長の加藤です。

報告第 18 号、日吉津村議会議長橋井満義様。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

総務経済常任委員会閉会中の継続調査報告書、総務経済常任委員長加藤修、調査事件村有財産の調査、日時平成 28 年 10 月 3 日、場所村道富吉南線ホレコ川橋、出席者総務経済常任委員 5 名、事務局長、建設産業課 2 名でございます。

村内橋梁現地調査、これは中央自動車道笹子トンネル天井落下事故の後、全国の道路施設の点検が決められ、5 年に一度の点検が義務付けられました。その中で日吉津村も平成 26 年から点検を行っています。平成 26 年から 30 年の 5 年の内の平成 28 年はその中で工事が必要な場所があります。現在亀裂、サビ等が多く補修中の村道富吉南線ホレコ川橋の橋梁の現地調査を行いました。このほかに補修が急がれる 2 ヶ所については順次工事に入る予定であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

日程第 6 報告第 19 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 6、報告第 19 号教育民生常任委員会の調査研究についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。教育民生の閉会中の調査研究について報告をさせていただきます。

報告第 19 号、平成 28 年 12 月 5 日、日吉津村議会議長橋井満義様。教育民生常任委員長松本

二三子。本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 77 条の規定により報告します。日程は平成 28 年 9 月 14 日水曜日午前中です。日吉津村立児童館と民俗資料館に山路、井藤、松田、松本の議員 4 名と福祉保健課長、議会事務局長の計 6 人で行きました。目的は前回の調査研究でも話があり、第 6 回議会と語ろうでも意見をいただいた、児童館のトイレ改修の確認と子供たちの最近の様子を聞くためです。

隣接する民俗資料館は、最近きれいに見やすく整理され、教育委員会の職員の説明がわかりやすく、すくて良いという声を聞いたため行ってみました。

その結果、今の時代にそぐわない男女が同じ空間内という児童館のトイレが、となりの和室を改築し、男女別々のトイレになっていた。職員より子どもたちも喜んでいるという話を聞き安心しました。いろいろな場面で村民の意見を聞き、実際に足を運んで見るということの大切さを痛感しました。早急に児童館トイレの工事に掛かり、夏休みに間に合うように完成され、子どもたちの活動に支障の出ない対応がなされていました。

今後もこのような迅速な動きをお願いしたいです。児童館は子どもたちが元気で安心して過ごせることはもちろん、日吉津村の人口増加への一つの武器であり、もっと村外へもアピールできるよう保育所一帯を将来的に考えられたい。

民俗資料館では以前に比べ驚くほど整理された館内で、くわしくわかりやすい説明を受けました。何年も前に使われていた農作業機器などの村内の方からの借り物も多くあり、日吉津村の歴史が見える感じがしました。

日吉津村の児童の見学もあるようで、村の歴史の学習にもなりますし、興味関心を持ってけると感じました。また、どんな質問にも素早く的確に返答する職員の対応にみなぎが驚き感心しました。などの意見がありました。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

日程第 7 報告第 20 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、報告第 20 号広報広聴常任委員会の調査研究についてを
についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長の報告を求めます。

井藤広報広聴常任委員長。

○広報広聴常任委員長（井藤 稔君） 広報広聴常任委員長の井藤でございます。閉会中の視察

報告をさせていただきます。

報告第 20 号、日吉津村議会議長橋井満義様。委員会調査報告書、本委員会に付託されました調査事件について調査結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

視察しました日程ですが、本年 11 月 10 日と 11 日の一泊二日で行っております。視察先は 1 ヲ所が京都府精華町の議会であります。もう 1 ヲ所が読売新聞の大阪本社、この 2 ヲ所を視察いたしました。京都府の精華町議会につきましては、平成 26 年度の町村議会広報紙全国コンクールにおいて、企画・構成部門で奨励賞を受けておるということでしたので、何かこちらの方にも参考になることが発見できるのではないかとということでいたしております。

それから読売新聞社大阪本社につきましては、やはり報道機関のひとつであります新聞社の編集発行システムなどを視察しまして、本村の議会の広報誌発行のなにか改善ヒントでも得られればということで視察を行っております。

視察者は合計 6 人で行いました。広報委員長以下 5 人、それと議会事務局の担当職員 1 人ということで合計 6 人です。

視察状況であります。まず精華町の方ですが、当方 6 人と精華町の方から 7 人委員長以下 5 名と、事務局の方が 2 人参加いただきました。委員長の方からパワーポイントなどによりまして、精華町での議会報の発行状況について概略説明を受けました。それでその後は、もっぱら両委員会の委員相互で質疑応答、意見交換を行ったところであります。

2 つ目の読売新聞の大阪本社の方では、広報室の方で担当の職員の方から DVD によりまして、会社の組織構成や記者の方が取材され、編集そして印刷をへて宅配に至るまでの流れなどについて説明を受けました。その後、担当者にご案内いただきまして、編集局内の各部、いろいろな部がありましたけれども、各部を回りまして、また、古い印刷関連機材の展示物や実際に当日の紙面が印刷されております工場内を見学させていただきました。

次にとくに参考になったことについてお話ししたいと思います。まず、精華町の関係ですが、やはり当議会と比べまして紙面の作成に町民の参加がずいぶん図られているなという感じを受けました。2 つ目が企画ページ、いろいろな企画ページがございますが、この部分でもずいぶん当議会の機関紙と比べれば工夫されてるかなという感じを受けました。それから基本レイアウト、これがあらかじめ決定されておりまして、2 年間かかって決定されたということにして、年 4 回発行の際には、あらかじめ、基本レイアウトがありますので微調整をしまして、やはり発行までの時間が短縮できるというふうに工夫されておりました。次の点が見やすく、わかりやすい表現

が工夫されているという感じを受けました。議員の評決結果が議案ごとに評価されておるという状況もありますし、数字で表現する資料はなるべく表化をする、数字を表にしてあらわすというふうにわかりやすい紙面が工夫されておりました。

それから議会のホームページの関係ですが、やはりタイムリーに必要なことがやはり掲示されてるなというふうに感じました。なかなかその運用のあたり時間短縮し、タイムリーに掲出できるそのようなシステムを、やっぱりきっちり整備されとるなというふうに感じました。また機関紙の QR コードの活用が現在検討されておるということで、QR コードから議会ホームページに入れるような検討が現在行われておるということでした。

つづきまして読売新聞の関係ですが、編集局内各部を素通りしましたけれども、笑い声が一切聞こえないやはり張りつめた、緊張感というのを感じました。編集会議の状況こそ見るのができませんでした。どうも終わった後だったようでして、見るのができませんでしたけれども、やはり時間に追われる中、真剣に検討が進められる様子が、その状況からして想像ができたところであります。また、校正部署、訂正したりする部署のようですけれども、校正部署で原稿、初稿から最終稿まで3枚の原稿を見せていただきました。やはり最後までですね、最後の最終稿まで赤ペンでの修正が入るなど、やはりプロとしてのプライドといいますか、これを感じたように思います。

大阪本社の方には約1400人の職員の方がいらっしゃるということをお聞きしましたけれども、やはりプロ集団の仕事の成果だなということで、新聞を見る目も今後変わってくるかなというふうに感じたところあります。

以上視察報告でございますが、今後の広報広聴に十分いかしてまいりたい、どんどんいいところは取り入れていきたいとこのように考えております。以上報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第 8 議案第 42 号 から 日程第 12 議案第 46 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 8 から日程第 12 まで条例改正に関する議案でありますので一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 8、議案第 42 号日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利

用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 43 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 44 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 45 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第 12、議案第 46 号日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について、以上、5 議案を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 42 号から議案第 46 号までの提案概要の説明を申し上げます。

はじめに議案第 42 号の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成 27 年 9 月 15 日に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律において第 19 条第 8 号が追加されたところであります。同一地方公共団体内の他の機関への特定個人情報を提供するための根拠条文となります。第 19 条第 9 号が第 10 号となる条ずれが発生をいたしましたので、これを引用している本村の条例改正が必要となったものであります。

議案第 43 号であります。日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。その提案概要の説明を申し上げます。さる、8 月 8 日に出了されました人事院勧告に基づいて、国家公務員の給与改定の法案が成立したことに伴いまして、本村の条例を改正するものでございます。一般職に係る月例給を平均 0.2 パーセント引き上げ、一時金を 0.1 月引き上げるものであります。あわせて、平成 29 年 4 月より段階的に実施します扶養手当についても、配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族に係る手当額まで減額し、子に係る手当額を引き上げることとしたものであります。

次に議案第 44 号は日吉津村税条例等の一部を改正する条例でございます。その提案概要でございますが、平成 27 年の 11 月に日台民間租税取決め、いわゆる台湾との関係であります、

日台民間租税取決めが取り結ばれ、この民間レベルでの取決めを日本国内で有効にするための国内法が平成 28 年度の税制改正で整備されたところであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律に台湾との間の二重課税を排除するなどの措置が講じられたものでございまして、これに伴いまして、本村税条例に特例適用利子等または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税にすることについての新たな規定を設けるとともに、あわせて軽自動車税に係る身体障害者等に対する減免について、年齢要件をなくすものであります。

なお、議案第 45 号の日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても税条例に新たな規定を設けるため、同様の取扱いとするものでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に議案第 46 号であります、日吉津村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例について説明を申し上げます。

今まで町村等が行っておりました補償金支払い事務について、平成 29 年 4 月 1 日から鳥取県町村総合組合で実施されるため、村条例を廃止するものでございます。以上が議案第 42 号から議案第 46 号までの提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 13 議案第 47 号 から 日程第 16 議案第 50 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 13、から日程第 16 まで補正予算関係の議案ですので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 13、議案第 47 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について、日程第 14、議案第 48 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）について、日程第 15、議案第 49 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、日程第 16、議案第 50 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について、以上 4 議案についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 47 号から議案第 50 号までの提案概要の説明を申し上げます。

はじめに議案第 47 号は、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 5 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 3 億 1,105 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 8,184 万 6,000 円とするものであります。

歳出の主なものから説明申し上げます。

はじめに 10 ページをご覧くださいと思いますが、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費に 241 万 9,000 円を計上しておりますが、これはマイナンバーに伴う役場以外のネットワーク整備に係るもの、および特定個人情報を扱う上で必要となる安全管理基本方針、取扱規程等を作成するための委託料が主なものであります。

また、同款、同項、第 4 目 財産管理費に 63 万円を計上いたしておりますが、これは鳥取中部地震によりわが村の庁舎の天井や屋上の給水管が被害を受けたことによる修繕料が必要となったものであります。

次に 11 ページをご覧くださいますと、同款、第 2 項徴税费、第 2 目賦課徴収費に 150 万円計上しておりますが、8 月の確定申告によりまして王子製紙株式会社の法人税割がゼロ円となったために、9 月補正で法人税割還付金 1,598 万 4,000 円と均等割 150 万円を相殺し、還付加算金を加えて還付する対応をさせていただいたところであります。

しかし、相殺した均等割りは平成 27 年度分でございますので、平成 28 年度分とならないということが判明しましたのでこの度の補正で再度均等割りを予算化し、振り返ることで村税の法人税均等割りに充当するものであります。ご理解をいただきたいと思っております。

次に 13 ページをご覧くださいますと、第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 4,301 万 4,000 円を計上しておりますが、これは経済対策に係る臨時福祉給付金や訓練給付等の利用者の増に伴う障害者自立支援給付費、国・県への平成 27 年度分返還金、並びに国保特別会計への繰出金が主なものであります。

次に 14 ページをご覧くださいますと、同款、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費に 338 万円を計上しておりますが、放課後デイサービス等利用者の増に伴う障がい児通所サービス助成と平成 27 年度分返還金であります。

次に 15 ページでありますけれども、第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 2 目予防費に 10 万円を計上しておりますが、母子手帳の発行や出生の増加にともなう育児パッケージを追加するものであります。

次に 16 ページでありますけれども、第 5 款農業水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費

に 46 万円を計上しておりますが、これは 9 月以降の台風を中心に長雨や日照不足が続き、生育途中のブロッコリーに大きな被害が出たため、産地の維持・継続を図ることを目的に県と J A と協調し、再生産に要する経費を支援するものであります。

次に 17、18 ページをご覧くださいますと、第 7 款土木費、第 3 項都市計画費、第 3 目公共下水道費に 170 万 4,000 円を計上しておりますが、修正申告による消費税還付金の返還等に伴う繰出金であります。

また、第 8 款消防費、第 1 項消防費、第 2 目災害対策費に 217 万 7,000 円を計上しておりますが、戸別受信機の受診不良調整や鳥取中部地震で提供した連携備蓄品の補充購入、並びに地震における被災住宅への支援金が主なものであります。

そして、第 9 款教育費、第 2 項 学校費、第 1 目学校管理費に 2 億 5,778 万 9,000 円という多額のを計上させていただきました。これは小学校のエレベーターや普通教室棟多目的トイレ照明等の修繕、並びに防災拠点としております小学校の防災機能強化を図るため、管理棟・特別教室棟と屋内運動場の空調設備の整備を行うとともに、太陽光発電・蓄電設備の整備に伴う設計・監理業務、工事費が主なものであります。この防災機能強化に関する事業は、国の第 2 次補正予算に伴う補助金と、補正予算債を使って整備しようとして計画したものであります。補正予算を通じまして人件費に関わるものにつきましては、人事院勧告や選挙、鳥取県中部地震による災害対応に伴う時間外の増額並びに、保育所の非常勤等が補充できなかったものに伴う減額を計上しております。あわせて役場庁舎・防犯灯・保育所・トレセン・小学校の PCB ポリ塩化ビフェニル使用製品の期限内処理のための調査に伴う委託料を計上したところであります。

つづいて、歳入について申し上げますと、8 ページをご覧くださいますと、第 13 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目民生費国庫負担金では 200 万 7,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申しあげました訓練給付等の利用者の増に伴う障害者自立支援給付費、並びに放課後デイサービス等利用者の増に伴う障がい児通所サービス助成に対する負担金であります。

次に、同款、第 2 項国庫補助金、第 2 目民生費国庫補助金では 974 万 6,000 円を計上しておりますが、これは経済対策に係る臨時福祉給付金に伴う 10 分の 10 の補助金であります。

同款、同項、第 6 目教育費国庫補助金では 385 万 4,000 円を計上しておりますが、これは管理棟・特別教室棟の空調整備に係る補助金であります。

第 14 款県支出金、第 2 項県補助金、第 4 目農林水産業県補助金では 22 万 9,000 円を計上しておりますが、これはブロッコリーの産地再生緊急支援事業分として県から 3 分の 1 が補助され

るものであります。

次に 9 ページをご覧くださいますと、同款、同項第 5 目消防費県補助金では 32 万円を計上しておりますが、これは鳥取中部地震で被災された住宅に対し、被害割合に応じて支援金を支出した場合に係る 10 分 10 の補助金であります。

第 19 款諸収入、第 5 項雑入、第 1 目雑入 3,100 万円、第 20 款村債、第 1 項村債、第 1 目村債 2 億 2,140 万円については、防災機能強化のための小学校の太陽光・蓄電設備、並びに管理棟・特別教室棟、屋内運動場の空調設備の整備に対する補助金と地方債の発行予定額を計上したものであります。

なお、第 17 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 4,152 万 1,000 円で今回の補正予算の財源の不十分なところは基金取り崩して対応しておるというものでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、議案第 48 号の平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 6,442 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,683 万 9,000 円とするものであります。この国民健康保険の補正は、相当の額の補正であります。主な原因として、半年間の医療給付費並びに高額医療費など特に療養給付費は、対前年比半年間で 25 パーセントの給付の大きな伸びをみせておまして、非常にきびしい状況がありますので補正をお願いするものであります。

まず、歳出の主なものを説明申し上げますと、6 ページで第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費 第 1 目一般被保険者療養給付費に 4,458 万 4,000 円を補正し、同款、第 2 項高額療養費、第 1 目一般被保険者高額療養費に 1,792 万 7,000 円を計上したところであります。これは先ほども申し上げましたように入院等によって半年間の療養給付費や高額療養費の増加が著しいものがございまして、年間の予算を考えた時に補正をお願いするものであります。

つづいて、歳入についてですが 4 ページをご覧くださいますと、第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫負担金、第 1 目 療養給付費等負担金に 2,009 万 2,000 円、同款、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 財政調整交付金に 565 万 1,000 円、第 4 款 県支出金、第 2 項 県補助金、第 1 目 財政調整交付金に 565 万 1,000 円、第 7 款 共同事業交付金、第 1 項 共同事業交付金、第 1 目 高額療養費共同事業交付金に 888 万 3,000 円、第 10 款 繰入金、第 1 項 他会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金に 2,288 万 6,000 円を計上したところであります。この一般会計の繰入金は歳出でも申しましたが入院等による療養給付費や高額療養費の増加に伴うものでありますのでご理解をいただきたいと思いま

す。

次に、議案第 49 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 23 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,048 万 3,000 円とするものであります。

主なものを説明申し上げますと、4 から 5 ページをご覧くださいますと、歳出では、第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、第 1 目後期高齢者医療広域連合納付金に 20 万 6,000 円を計上しておりますが、これは広域連合に納付します保険基盤安定繰入分の増加に伴うものであります。

また、歳入では、第 3 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金に 23 万 6,000 円を計上しており、保険基盤安定繰入分の増加等に伴う一般会計からの繰入金であります。

最後に、議案第 50 号の平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 102 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,404 万 4,000 円とするものであります。

歳出では、第 1 公共下水道費、第 1 項公共下水道費 第 1 目総務費に 82 万 2,000 円を計上しておりますが、これは人事院勧告に係る人件費分と、米子税務署から還付を受けていた平成 26 年度分消費税還付金を、修正申告により一部返還するものです。また、同款、同項、第 3 目公共下水道建設費に 20 万 1,000 円を計上しておりますが、これは平成 27 年度長寿命化工事後の発生物件に係る国庫返還金であります。

歳入では、第 5 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目一般会計繰入金に 170 万 4,000 円を計上しておりますが、歳出に伴う一般会計からの繰入金であります。また、第 7 款諸収入、第 1 項雑入、第 1 目雑入に 68 万 1,000 円の減額を計上しておりますが、これは当初平成 27 年度消費税還付予定額を 113 万 6,000 円としていたものを、修正申告により 45 万 5,000 円に額が決定しましたので減額補正するものであります。

以上、議案第 47 号から議案第 50 号までの説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

日程第 17 議案第 51 号 から 日程第 20 議案第 54 号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第 17 から日程第 20 まで協議事項に関する議案であ

りますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 17、議案第 51 号鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第 18、議案第 52 号鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について、日程第 19、議案第 53 号鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、日程第 20、議案第 54 号町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について、以上 4 議案を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 51 号から議案第 54 号までの提案概要のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第 51 号鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてその提案概要の説明を申し上げます。

鳥取県町村職員退職手当組合の強化、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村消防防災害補償組合の事務と共同設置機関として設置しております鳥取県非常勤公務災害補償等認定委員会の公務災害認定事務に町村等が行っている補償金支払い事務を加え、平成 29 年 4 月 1 日から鳥取県町村総合事務組合に名称を変更し実施するために、鳥取県町村職員退職手当組合の規約を変更し、共同処理する事務を変更するものであります。

次に、議案第 52 号の鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に関する協議について、並びに議案第 53 号鳥取県町村消防防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてあわせて提案理由を申し上げます。

両議案とも、共同処理する事務を一元的に処理することによりまして、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村消防防災害補償組合の事務及び財産の一切を鳥取県町村職員退職手当組合に継ぐため、解散並びに財産処分するものであります。

次に、議案第 54 号町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に関する協議について提案理由を申し上げます。共同処理する事務を一元的に処理することにより、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、鳥取県町村総合事務組合において、町村等の非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うものであります。

以上、議案第 51 号から議案第 54 号までの提案理由の説明でありますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いをします。

○議長（橋井 満義君） 以上で提案説明を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。なお、次回の本会議は明日 12 月 6 日、午前 9 時より議案質疑を行いますので、本議場にご参集下さい。

本日はこれをもって散会をいたします。

午前 10 時 08 分 散会
